

独立行政法人日本スポーツ振興センター
「災害共済給付制度」医療費の請求手続きについて

教育委員会保健体育課

横須賀市立学校では、児童生徒の学校管理下での負傷や疾病に備え、医療費に対する給付金を受けることができるよう、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入しています。

つきましては、下記のとおり医療費の請求手続きをお願いします。

学校でのけがは、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象になりますので、災害共済給付制度のご利用をお願いします。

こども医療証などの医療費助成は市が財政負担しています。市の財政負担軽減のため、窓口での医療費のお支払いについて、医療証を利用せず受診していただきますよう、保護者の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。(別紙「学校でけがをした場合の医療費のフローチャート」を参照してください。)

※今まで、給付金は、学校からお渡ししていましたが、令和7年11月のお支払い分から、教育委員会が保護者様の口座に振込させていただきます。つきましては、「口座振込依頼書」の提出をお願いいたします。

1 医療機関等への書類の提出

お子さんが学校管理下でのけがなどで治療を受けるときは、学校から災害共済給付の請求手続きに必要な書類（「医療等の状況」等）を受け取って、医院・病院・薬局などの医療機関の窓口提出してください。医療機関による証明後、書類を受け取り、学校に提出してください。

なお、医療費に対する給付金を請求できるのは、健康保険の適用範囲内で、初診から治癒までの間の医療機関での医療費総額が5,000円（医療点数500点）〔調剤薬局分も含め、継続受診の場合は完治までの合計額〕以上となる場合です。すなわち、医療機関窓口での自己負担額分が1,500円（未就学児は、1,000円）以上の場合となります。

※「特定療養費」や「文書料」など健康保険適用外のもの対象になりません。
交通事故も対象になりません。

2 医療費のお支払いについて

医療費は、医療証（福祉医療証、こども医療証、障害者医療費受給者証）を利用せず、窓口で保険診療の自己負担額分【医療費総額の3割（未就学児は2割）】をお支払いください。

（医療費が1,500円未満の場合は、医療証を利用し、書類は在籍の学校へお返しください。）

3 学校への書類の提出

上記1の書類を医療機関から受領後、以下の書類を学校に提出してください。

(1) 主な書類

- 医療等の状況（医療機関が記載）
- 調剤報酬明細書（薬局が記載）
- 口座振込依頼書（保護者様が記載）

(2) 留意事項

- 「医療等の状況」、「調剤報酬明細書」
 - 診療月ごとに証明が必要になります。継続して受診する場合は、学校から用紙を受け取ってください。
 - 医療機関等へ書類を持参してもその場ですぐに書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。
- 「口座振込依頼書」
 - 以前に提出したことがある場合でも提出をお願いします。
※以前と同じ口座に振り込み希望の場合は、提出区分欄で「継続」にチェックをしていただければ、口座情報の記載は不要です。
 - 金融機関コードと支店コードが不明の場合は、空欄で結構です。

4 学校に書類を提出した後

学校は、提出された書類を教育委員会に提出します。

教育委員会はこれらを取りまとめ、毎月、日本スポーツ振興センターに給付金を請求します。日本スポーツ振興センターで審査し、決定された給付金は、教育委員会から口座振込でお支払いします。給付金額は、医療費総額の4割の金額です。

なお、お支払いは、通常、給付金の請求から2～3ヶ月後になります。振込通知書は、教育委員会が口座振込依頼書に記載いただいた住所に郵送でお送りします。

5 給付金の消滅時効及び支給期間について

給付を受ける権利は、受診した次の月から2年間日本スポーツ振興センターに請求を行わなかった場合、消滅時効により給付が受けられなくなります。速やかな手続きをお願いします。また、同一の負傷・疾病に関する支給期間は、診療開始日から最長10年間です。

6 給付金の請求学校について

災害時の在籍校で手続きをします。その後、転校、卒業、進学等がある場合は、新しい学校へ引継ぎします。

7 他の給付金について

学校管理下でのけがなどが治った後に残った後遺障害については障害見舞金、歯牙の欠損については歯牙欠損見舞金、学校の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡・突然死については死亡見舞金などが支給されます。

※ご不明な点は、教育委員会保健体育課学校保健係へお問い合わせください。
(お問い合わせ先：TELO46-822-8486)